

豊川市監査公表第34号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年11月6日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

別紙

定期監査（保育園）の結果に関する報告

1 監査の対象

(1) 対象施設

御油保育園、御油第二保育園

(2) 所管部署

子ども健康部保育課

2 監査の範囲

平成28年4月1日～平成29年8月22日

3 監査の実施期間

平成29年6月23日～平成29年8月22日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等の方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 一般項目

- ア 予算執行状況について
- イ 収入未済の取扱事務について
- ウ 備品等の管理に関する事務について
- エ 公金の取扱事務について
- オ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【御油保育園】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【御油第二保育園】

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。

【子ども健康部保育課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので、必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

保育園での公金取り扱いについて、分任出納員以外の職員が取り扱っていたので、公金を取り扱う職員全員を分任出納員に任命されたい。